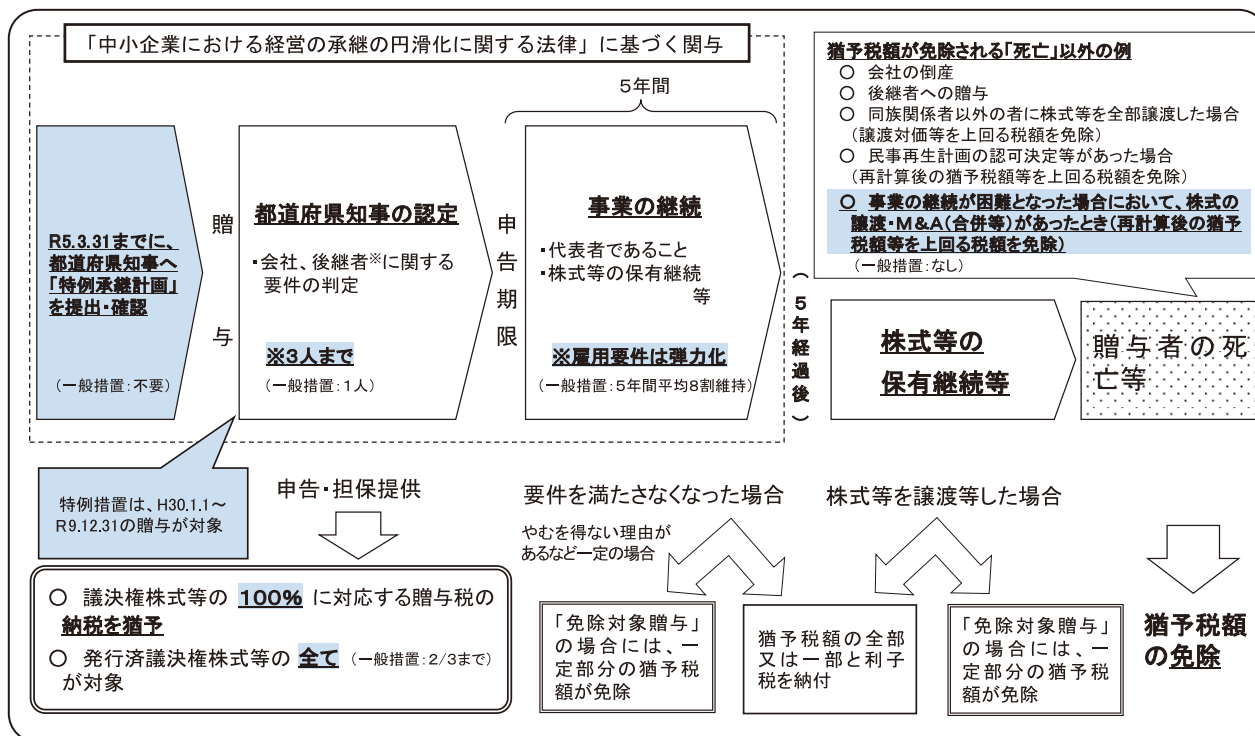


8 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等

この特例等には、租税特別措置法第70条の7の5から第70条の7の8までの各規定による措置（「**特例措置**」といいます。）と租税特別措置法第70条の7から第70条の7の4までの各規定による措置（「**一般措置**」といいます。）の2つの制度があり、その概要は、次の図のとおりです。

なお、特例措置については、平成30年1月1日から令和9年12月31日までの10年間の制度とされています。



(参考) 特例措置と一般措置の比較

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	5年以内の特例承継計画の提出 【平成30年4月1日から令和5年3月31日まで】	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 【平成30年1月1日から令和9年12月31日まで】	なし
対象株数 ^(注1)	全株式 ^(注1)	総株式数 ^(注1) の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与: 100%、相続等: 80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化 ^(注2)	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	譲渡対価の額等に基づき再計算した猶予税額を納付し、従前の猶予税額との差額を免除	なし (猶予税額を納付)
相続時精算課税の適用	60歳以上の贈与者から20歳以上の者への贈与 (租税特別措置法第70条の2の7等)	60歳以上の贈与者から20歳以上の推定相続人・孫への贈与 (相続税法第21条の9・租税特別措置法第70条の2の6)

(注) 1 議決権に制限のない株式等に限りします。

2 雇用確保要件を満たさなかった場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第20条第3項に基づき、要件を満たさなかった理由等を記載した報告書を都道府県知事に提出し、その確認を受ける必要があります。

なお、この報告書及び確認書の写しは、納税猶予期間中に一定の時期ごとに提出する継続届出書の添付書類とされており、これらの書類の提出がなかった場合には、納税の猶予に係る期限が確定することになりますので、ご注意ください。

1 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5） 【特例措置】

○ 制度の概要

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「円滑化法」といいます。）の認定^{（注1）}を都道府県知事から受ける非上場会社の後継者である受贈者（以下「特例経営承継受贈者」といいます。）が、贈与者から非上場会社の株式又は出資（以下「非上場株式等」といいます。）を贈与により取得（①平成30年1月1日から令和9年12月31日までの間の最初のこの制度の適用に係る贈与による取得^{（注2）}及び②その取得の日から特例経営贈与承継期間^{（注3）}の末日までの間に贈与税の申告期限が到来する贈与による取得に限り。）をし、その会社を経営していく場合には、特例経営承継受贈者が納付すべき贈与税のうち、一定の税額の納税が猶予され、贈与者が死亡した場合等^{（注4）}には、その全部又は一部が免除されます。

ただし、免除されるまでに、特例措置の適用を受けた非上場株式等を譲渡するなど一定の場合には、その猶予された税額の全部又は一部について納税の猶予が打ち切れ、その税額と利子税を納付しなければなりません。

なお、この制度の適用を受けるためには、贈与税の申告書に一定の書類を添付して期限内に提出するとともに猶予される税額及び利子税の額に見合う担保（この制度の適用を受ける非上場株式等でなくても差し支えありません。）を提供する必要があります。

この制度の適用要件など、詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されている下記の資料をご覧ください。

【非上場株式等の納税猶予及び免除の特例】

- あらまし
 - ・非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（法人版事業承継税制）のあらまし
 - ・非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（法人版事業承継税制）に係る災害等に関する措置の概要
 - ・法人版事業承継税制の適用を受けられている方に～継続届出書の提出について～
 - ・年次報告書・継続届出書の「報告基準日」について～申告期限が延長されている場合は報告基準日も延長されます～
 - ・非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予（担保の提供に関するQ&A）
- チェックシート
 - ・（令和3年分用）「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（特例措置）の適用要件及び提出書類チェックシート
- 贈与税の申告のしかた
 - ・申告書の作成例等（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例を適用し暦年課税を選択する場合）
 - ・特例のあらまし等（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等）

（注）1 都道府県知事の「円滑化法の認定」を受けるためには、原則として、贈与を受けた年の翌年1月15日までにその申請を都道府県知事に対して行う必要があります。また、円滑化法の認定を受けるに当たっては、平成30年4月1日から令和5年3月31日までに円滑化省令第16条第1号に規定する特例承継計画を都道府県知事に提出し、円滑化省令第17条第1項第1号に該当することについての同条第1項の都道府県知事の確認を受ける必要があります。

円滑化法の認定、特例承継計画の提出・確認のための具体的な要件や手続については、会社の主たる事務所が所在する都道府県の担当課にお尋ねください。担当課については、パンフレット「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（法人版事業承継税制）のあらまし」などでご確認ください。

2 特例経営承継受贈者が、その会社の非上場株式等について、最初に「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受けている場合には、その適用に係る相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）による取得となります。この相続税の特例については「相続税の申告のしかた」を参照してください（以下同じです。）。

3 「特例経営贈与承継期間」とは、この制度の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日又はこの制度の適用を受ける特例経営承継受贈者若しくは特例経営承継受贈者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。

① 特例経営承継受贈者の最初のこの制度の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

② 特例経営承継受贈者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

4 贈与者が死亡した場合、この制度の適用を受けた非上場株式等は、その贈与者から相続等により取得したものとみなされて相続税の課税の対象となります。なお、その際、一定の要件を満たす場合には、その相続税についても納税の猶予の特例措置（租税特別措置法第70条の7の8）の適用が受けられます。詳しくは、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

2 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例措置の適用を受ける場合の相続時精算課税適用者の特例

1の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける特例経営承継受贈者（贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限ります。）については、その贈与を受けた時において贈与者（同日において60歳以上の人に限ります。）の「直系卑属（子や孫など）である推定相続人」又は「孫」以外の人であっても、相続時精算課税の適用を受けることができます。

なお、相続時精算課税の適用を受ける場合の手続については5ページを参照してください。

3 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7）【一般措置】

○ 制度の概要

円滑化法の認定^{（注1）}を都道府県知事から受ける非上場会社の後継者である受贈者（以下「経営承継受贈者」といいます。）が、贈与者から当該非上場会社の非上場株式等を贈与により取得（経営贈与承継期間^{（注2）}の末日までに贈与税の申告書の提出期限が到来する贈与に限ります。）をし、その会社を経営していく場合には、経営承継受贈者が納付すべき贈与税のうち、一定の税額の納税が猶予され、贈与者が死亡した場合等には、その全部又は一部が免除されます。

ただし、免除されるまでに、一般措置の適用を受けた非上場株式等を譲渡するなど一定の場合には、その猶予された税額の全部又は一部について納税の猶予が打ち切れ、その税額と利子税を納付しなければなりません。

この制度の適用要件など、詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されている下記の資料をご覧ください。

【非上場株式等の納税猶予及び免除の特例】

- あらまし
 - ・ 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（法人版事業承継税制）のあらまし
 - ・ 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（法人版事業承継税制）に係る災害等に関する措置の概要
 - ・ 法人版事業承継税制の適用を受けられている方に～継続届出書の提出について～
 - ・ 年次報告書・継続届出書の「報告基準日」について～申告期限が延長されている場合は報告基準日も延長されます～
 - ・ 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予（担保の提供に関するQ&A）
- チェックシート
 - ・ （令和3年分用）「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（一般措置）の適用要件及び提出書類チェックシート
- 贈与税の申告のしかた
 - ・ 特例のあらまし等（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等）

（注）1 都道府県知事の「円滑化法の認定」を受けるためには、原則として、贈与を受けた年の翌年1月15日までにその申請を行う必要があります。この認定を受けるための具体的な要件や手続については、会社の主たる事務所が所在する都道府県の担当課にお尋ねください。担当課については、パンフレット「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（法人版事業承継税制）のあらまし」などでご確認ください。

2 「経営贈与承継期間」とは、この制度の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日又はこの制度の適用を受ける経営承継受贈者若しくは経営承継受贈者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。

- ① 経営承継受贈者の最初のこの制度の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日
- ② 経営承継受贈者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日